低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料

令和５年６月２８日から、手数料の区分及び金額を一部改定しました。

■手数料の算定方法（手数料一覧と併せてご確認ください。）

建築物全体の認定				
	①一戸建ての住宅	②共同住宅等	③複合建築物	④非住宅建築物
対象建築物等				
手数料	a. 一戸建ての住宅	b . 住宅部分 （住戸部分＋共用部）	b . 住宅部分 （住戸部分＋共用部） ＋ c . 非住宅部分	c . 非住宅部分

部分の認定		
	⑤複合建築物の非住宅部分（太枠部分）	⑤複合建築物の住宅部分（太枠部分）
対象建築物等		
手数料	c . 非住宅部分	b . 住宅部分 （住戸部分＋共用部）

■手数料一覧【適合証※1 又は設計住宅性能評価書※2 の添付がある場合】

※１　登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査の適合証

※２　住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項の設計住宅性能評価書

a. 一戸建ての住宅

建築物の床面積等	計画認定	計画変更認定
	認定申請 法第 53 条第 1 項	変更認定申請 法第 55 条第 1 項
一戸建ての住宅	5,000 円	2,500 円

ｂ．住宅部分

建築物の床面積等	計画認定	計画変更認定
	認定申請 法第 53 条第 1 項	変更認定申請 法第 55 条第 1 項
～　300 ㎡未満	11,000 円	5,500 円
300 ㎡以上　～　2,000 ㎡未満	23,000 円	11,500 円
2,000 ㎡以上　～　5,000 ㎡未満	52,000 円	26,000 円
5,000 ㎡以上	94,000 円	47,000 円

ｃ．非住宅部分

建築物の床面積等	計画認定	計画変更認定
	認定申請 法第 53 条第 1 項	変更認定申請 法第 55 条第 1 項
～　300 ㎡未満	11,000 円	5,500 円
300 ㎡以上　～　1,000 ㎡未満	19,000 円	9,500 円
1,000 ㎡以上　～　2,000 ㎡未満	31,000 円	15,500 円
2,000 ㎡以上　～　5,000 ㎡未満	94,000 円	47,000 円
5,000 ㎡以上　～　10,000 ㎡未満	149,000 円	74,500 円
10,000 ㎡以上　～　25,000 ㎡未満	188,000 円	94,000 円
25,000 ㎡以上	235,000 円	117,500 円